



◆ 早崎百合子 議員

問 予約型乗合バスと予約不要で定時定路線化を併用する考えは。

答 セミデマンドバスと併用等を

問 「通院利用で便利」、「利用の仕方を知らない」、「予約が面倒」など。

答 町外の拠点として、

問 オンデマンドバスについての主な意見は。

答 計画の中に取込み、検討する。

町には、養老鉄道、路線バス、オンデマンドバス、タクシーがあり、町民の暮らしに必要な移動手段の確保、外出しやすい環境づくりを目指し進められ、町民のニーズにおける業務の環境として、8地域で懇談会が開催された。

町長 2年計画で策定

地域公共交通網 形成計画は

問 近隣自治体の広域的な移動手段確保のため、バス停243箇所内、町外のバス停は。

答 養老鉄道の美濃津屋駅、駒野駅、友江駅

問 近隣自治体の広域的な移動手段確保のため、バス停243箇所内、町外のバス停は。

答 養老鉄道の美濃津屋駅、駒野駅、友江駅

名阪近鉄バス停留所の留所

- ・海津市今尾
- ・大垣市十六町
- ・輪之内町塩喰

そして

- ・海津市コミュバス留所

の計7箇所を設置している。

※セミデマンドバスとは、オンデマンドバスの利用状況に応じて、まとまった移動ニーズがある時間帯、経路を把握し、概ねのルートを設定し、その運行に人を集めるように予約を組み立てていく運用方式（この場合も、予約は必要）



オンデマンドバス

行政バス利用は

町長 工夫すれば対応可能

問 今後の利用は、各種団体活動に影響はないか。

答 廃止後も26人定員のバスはあり、大型バンと併用するなど工夫すれば、十分対応は可能である。

問 今後の利用は、各種団体活動に影響はないか。

答 廃止後も26人定員のバスはあり、大型バンと併用するなど工夫すれば、十分対応は可能である。

問 42人定員バスの今後は。

答 導入から22年が経過し、故障箇所によっては運行できない可能性がある。今後維持管理面、当町も含め近隣にバス運行事業者があること、近隣自治体のバス保有台数等を総合的に判断し、廃止する予定である。

現在42人定員と26人定員の行政バスが運行され、行政視察や各種団体の研修・会議の際には、大乗利用度が高かったと理解しているが、平成31年3月31日をもって行政バス42人定員が廃止になり、更新はしない。



◆ 松永 民夫 議員

圃場整備への対応は

町長 実現させたい

問 養老町の圃場整備率の現状と今後で再編整備の話し合いが進められているが現状と費用の負担は。

答 圃場整備率は52・7%、大区画圃場整備率は5・1%で目標は近隣市町並みの69・7%。農地バンクの基盤整備事業を活用し、室原地区・大野地区が推進している。また、県単事業の「経営体育成基盤事業」の実施に向け大巻地区が取り組んでいる。事務費

養老町の圃場整備は昭和40年代の整備が多く、用排水分離がされていない。大規模経営に見合う圃場整備が必要である。

等は土地改良区で負担すべきと考えている。



上多度東部の大区画圃場

問 土地改良区の合併の進捗状況は。

答 旧六ヶ村のほか、上多度東部・南濃北部・下池西部が平成32年4月の合併に向け協議している。また五三と大場新田、高田と烏江においても合併に向け協議が進められている。

問 土地改良区の合併の進捗状況は。

答 旧六ヶ村のほか、上多度東部・南濃北部・下池西部が平成32年4月の合併に向け協議している。また五三と大場新田、高田と烏江においても合併に向け協議が進められている。

作業所で喫茶店運営は

町長 県との協議が必要

問 養老町福祉作業所は生活介護事業所であるが、利用者のほとんどは作業に従事している。作業の充実を図るため喫茶店の運営を考えているが、国・県の補助金の対応は。

答 11月の利用者数は、高田教室が31名、飯田教室が26名。進路については町内の通常学級が17名、特別支援学級が3名、大垣特別支援学校が1名となっている。現時点では支援体制は十分整っているため、東部中校下への考えはない。

問 養老町福祉作業所は生活介護事業所であるが、利用者のほとんどは作業に従事している。作業の充実を図るため喫茶店の運営を考えているが、国・県の補助金の対応は。

答 11月の利用者数は、高田教室が31名、飯田教室が26名。進路については町内の通常学級が17名、特別支援学級が3名、大垣特別支援学校が1名となっている。現時点では支援体制は十分整っているため、東部中校下への考えはない。

問 県との協議が必要

答 国の「社会福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、国が2分の1、県が4分の1。今後は喫茶店型事業所の事例を参考に、事業内容が具体化した段階で県との協議が必要と考える。

問 県との協議が必要

答 国の「社会福祉施設等整備費補助金交付要綱」に基づき、国が2分の1、県が4分の1。今後は喫茶店型事業所の事例を参考に、事業内容が具体化した段階で県との協議が必要と考える。

平成30年3月に「第2次養老町障がい者プラン」が策定され実現に向け推進されている。